

運用指針

第2条①－ロ

現場特有の状況に対応するための創意工夫

暫定施工を考慮したチェーン着脱場の舗装構成の見直し

暫定施工を考慮したチェーン着脱場の舗装構成の見直し①

【当初計画】 中部横断自動車道 増穂ICのチェーン着脱場

チェーン着脱場としての設計 ⇒ $T_A = 15 \sim 20$ の舗装構造

$$T_A = (4 + 6) \times 1.00 + 10 \times 0.32 + 10 \times 0.25 = 15.70$$

● 設計要領 第一集「舗装編」(抜粋)

7-2 駐車場及びチェーン着脱場 ⇒ $T_A^* = 15 \sim 20$ の間で定める。

※ T_A (等値換算舗装厚) : 舗装設計において、路床強度や大型車交通量から求められる確保すべき基準値

(舗装構成)

表層	4cm
基層	6cm
上層路盤	10cm (粒状路盤)
下層路盤	10cm (粒状路盤)

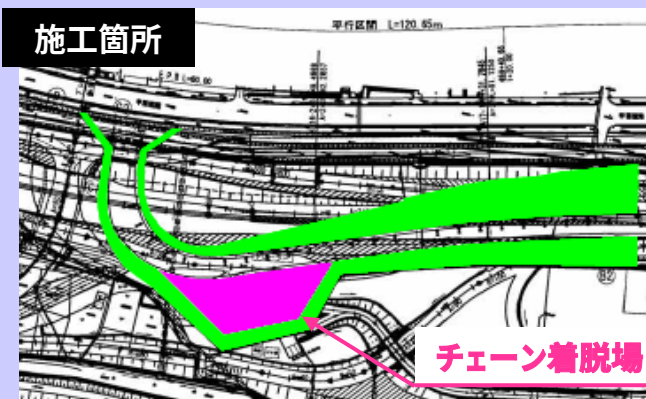
(増穂IC)

中部横断自動車道 (六郷IC～増穂IC) の供用 (平成28年度予定) までの10年間は端末ICとなる。

10年間は暫定ランプ形状で運用

チェーン着脱場の舗装構成を見直し

施工箇所



10年間の暫定期間に対応した舗装構成に見直すことを検討

暫定施工を考慮したチェーン着脱場の舗装構成の見直し②

10年間の暫定期間に必要な舗装構造の検討

- 設計要領 第一集「舗装編」においては、舗装設計に必要な等値換算舗装厚 (T_A) の最小値が20であり、それ以下の等値換算舗装厚は設定ができないことから、舗装設計便覧 (日本道路協会) より、等値換算舗装厚を算定することとした。

$$T_A = 3.84 N^{0.16} / CBR^{0.3} \text{ (信頼度90\%)} \cdots \text{舗装設計便覧}$$

$$= 3.84 \times 30,000^{0.16} / 20^{0.3} = 8.1$$

N = 疲労破壊輪数 (N3区分) = 30,000回/10年

- 設計要領第一集「舗装編」「7-2 駐車場及びチェーン着脱場」 $T_A = 15 \sim 20$ 程度

- 舗装設計便覧で算定した10年間の暫定期間における等値換算舗装厚 $T_A = 8$ 程度
従って、完成形における「チェーン着脱場」と同等の $T_A = 15 \sim 20$ を必要としない結果となった。

- 設計要領において、チェーン着脱場の基準を低減した基準の有無を照査。

※10年間の暫定期間内であっても維持管理の水準に一定の統一性や、お客様が利用する施設として健全な状態を提供する最低限のサービスレベルとして、設計要領によることが妥当と考えられるため。

- 設計要領第一集「舗装編」「7-5 管理施設」の T_A に着目 $T_A = 10 \sim 15$ 程度の舗装構成を採用することで検討。

設計要領第一集「舗装編」「7-5 管理施設」と同等の、舗装構成で見直すことが可能と判断

暫定施工を考慮したチェーン着脱場の舗装構成の見直し②

管理施設 ⇒ $T_A = 10 \sim 15$ 程度の舗装構成に見直し

● 設計要領 第一集「舗装編」(抜粋)

7-5 管理施設 ⇒ $T_A = 10 \sim 15$ 程度の構造とする。

(舗装構成の見直し)

基 層	6cm
上 層 路 盤	10cm (粒状路盤)
下 層 路 盤	10cm (粒状路盤)

$$T_A = 6 \times 1.00 + 10 \times 0.32 + 10 \times 0.25 = 11.70$$



増穂ICチェーン着脱場

10年間の暫定期間に必要なチェーン着脱場としての機能を満足

検討の結果、舗装構成を見直し、表層工を省略

チェーン着脱場としての舗装構成を見直し表層工を省略することによる材料費及び施工費の縮減
〔上記のコスト縮減以外のメリット〕

・ 延伸時において、表層工の取壊しおよびその発生材処理が不要 → 環境負荷の低減

経営努力要件適合性の認定について

暫定ランプのチェーン着脱場の舗装構成を見直し、表層工を省略することは、**適正な品質を確保しつつ、現場特有の状況に対応するための創意工夫**である。

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

暫定ランプのチェーン着脱場の舗装構成を見直し、表層工を省略することによる材料費及び施工費の縮減 → 会社の経営努力によるものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ、申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫